

3 参加表明書作成要領

久留米工業高等専門学校

令和6年1月16日

参加表明書作成要領

1 総則

- (1) 参加表明書（技術資料を含む。）の用紙サイズは、特に定めた場合を除いて、全てA4判縦とする。
- (2) 技術資料には、参加表明者名その他社章など参加表明者が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。
- (3) 技術資料に記載する主要業務、同種業務及び類似業務は、平成20年度以降に完成・引渡しが完了した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、延べ面積100㎡以上の建物の内外部を含めた改修工事に係る設計業務で次に掲げる条件を満たしているものをいう。
 - ① 主要業務 代表的な設計業務
 - ② 同種業務 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
延べ床面積100㎡以上の建物の改修工事に係る実施設計業務
 - ③ 類似業務 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
延べ床面積100㎡以上建物の新增改築工事に係る実施設計業務
- (4) 管理技術者は、総括技術者を兼任可能であり、自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属する者であること。なお、管理技術者は、別添「設計業務委託契約書（案）」に付随している「設計業務委託契約要項」第14条第2項に記載している内容を行うものとする。
- (5) 本業務は、総括技術者及び主任技術者からなる設計チームを組んで行うものとする。総括技術者は設計チームの中心となる技術者であり全体を総括し、主任技術者は各分野の中心となる技術者であり各分野の責任者とする。
- (6) 総括技術者及び主任技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、総括技術者は自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属する者であること。
- (7) 総括技術者及び主任技術者は、複数の役割及び分野を担当することはできない。
- (8) 単体で参加表明書を提出する設計事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2

3条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写しと、文部科学省における令和5、6年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定をうけている「競争参加資格認定通知書」の写しをそれぞれ1枚添付すること。

なお、参加表明書を提出する時点において、文部科学省における令和5、6年度設計・コンサルティング業務の有資格業者登録申請を行っている場合は、現在申請を行っている旨を参加表明書に記入すること。この場合は、技術提案書の提出期限までに競争参加資格の認定を受けているものとし、「競争参加資格認定通知書」の写しをFAXまたは郵送にて送付すること。

- (9) 単体又は設計共同体の構成員として参加表明書を提出する設計事務所は、「納税証明書（国税通則法施行規則別紙第九号書式その一の法人税、消費税及び地方消費税の証明並びに同第九号書式その三又はその三の三の未納の税額がないことの証明）」の写しを1枚添付すること。

2 管理技術者の資格等（様式1）

「一級建築士」の資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び申請時における他業務の従事状況等を記載すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び申請時における他業務の従事状況等を記載することもできる。

併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し。）、自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属する者であることが確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し。ただし、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。）を提出すること。

3 総括技術者の資格及び実績（様式2）

- (1) 「1 資格」は、当該業務を行うに当たり関連する資格を「一級建築士」を優先して記入すること。
- (2) 「2 主要業務実績」は、平成20年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し、完了した業務を記入（3件以内）すること。
- (3) 「3 同種・類似業務実績」は、平成20年度以降に担当者（相当程度の責任を

もって業務に従事した者)として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して少なくとも1件は記入(3件以内)すること。

- (4) さらに、「3 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
- (5) 「立場」欄は、当該業務における役割(総括技術者、主任技術者、その他の別)及び業務種類(基本設計、実施設計の別)を記入すること。なお、当該業務における役割が、主任技術者又はその他の場合は、担当分野(建築(意匠)担当、建築(構造)担当などの別)及び具体的な役割を記入すること。
- (6) 併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料(免許等の写し。)、自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属する者であることが確認できる資料(健康保険被保険者証等の写し。ただし、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。)を提出すること。

4 総括技術者の主要業務の実績(様式3)

- (1) 総括技術者の資格及び実績(様式2)に記入した主要業務の内容、設計コンセプト等について写真等(外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。)を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 総括技術者の主要業務の実績(様式3)には、別紙で代表階の平面図(用紙サイズは自由)1点を添付すること。
- (3) 設計事務所の主要業務の実績(様式9)として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

5 総括技術者の同種又は類似業務の実績(様式4)

- (1) 総括技術者の資格及び実績(様式2)に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して2件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等(外観及び内部の写真又は透視図を1枚。サイズは自由。コピーでも可。)を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 総括技術者の同種又は類似業務の実績(様式4)には、別紙で代表階の平面図(用紙サイズはA4又はA3)1枚を添付すること。
- (3) ただし、設計事務所の同種又は類似業務の実績(様式10)として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

6 主任技術者の資格及び実績(様式5)

- (1) 主任技術者の資格及び実績（様式5）は、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の担当分野毎に作成すること。
- (2) 「1 資格」欄は、当該業務を行うに当たり関連する資格を、建築（意匠）及び建築（構造）については「一級建築士」を、電気設備及び機械設備については「一級建築士」、「建築設備士」及び「技術士」を優先して記入すること。
- (3) 「2 主要業務実績」は、平成20年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し、完了した業務を記入（3件以内）すること。*1
- (4) 「3 同種・類似業務実績」は、平成20年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入（3件以内）すること。
- (5) さらに、「3 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
- (6) 「立場」欄は、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。なお、当該業務における役割が主任技術者又はその他の場合は、担当分野（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備などの別）及び具体的な役割を記入すること。
- (7) 併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し。）、を提出すること。

7 主任技術者の主要業務の実績（様式6）

- (1) 主任技術者の主要業務の実績（様式6）は、「建築（意匠）担当主任技術者」及び「建築（構造）担当主任技術者」についてのみ作成すること。
- (2) 主任技術者の資格及び実績（様式5）に記入した主要業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (3) 主任技術者の主要業務の実績（様式6）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）1点を添付すること。
- (4) ただし、設計事務所の主要業務の実績（様式9）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

8 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式7）

- (1) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式7）は、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備、土木の担当分野毎に作成すること。
- (2) 「建築（意匠）担当主任技術者」及び「建築（構造）担当主任技術者」について

は、主任技術者の資格及び実績（様式 5）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して 2 件を選び、各担当分野に関する当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙 1 枚の範囲内で記述すること。

- (3) 「電気設備担当主任技術者」及び「機械設備担当主任技術者」については、主任技術者の資格及び実績（様式 5）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して 2 件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等を設備システムのイメージ図を貼付した用紙 1 枚の範囲内で記述すること。
- (4) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式 7）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）1 枚を添付すること。
- (5) ただし、設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式 10）及び総括技術者の同種又は類似業務の実績（様式 4）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

9 設計事務所の主要業務等の実績等（様式 8）

- (1) 「1 技術者数・技術力」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を有する技術者（以下「技術者」という。）の人数及び資格について記入すること。なお、協力設計事務所の技術者の人数については、（ ）書き内数で明記すること。又、設計共同体については、設計共同体全体の技術者の人数を記入すること。

複数の資格を有する技術者については、「一級建築士」、「建築設備士」及び「技術士」を優先して、このうちいずれか一つの資格の保有者として取り扱うこと。

- (2) 「2 協力設計事務所」は、全ての協力設計事務所の法人等名を記入すること。
- (3) 「3 主要業務実績」は、平成 20 年度以降に完了した業務を記入（3 件以内）すること。
- (4) 「4 同種・類似業務実績」は、平成 20 年度以降に完了した同種又は類似業務を「同種業務」及び「単独又は J V 受注業務」を優先して少なくとも 1 件は記入（3 件以内）すること。
- (5) さらに、「4 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
- (6) 「受注形態」欄には、単体、J V（設計共同体の構成員として受注）、協力（協力者として参加）の別を記入すること。
- (7) 「業務内容」欄には、業務種類（基本設計、実施設計の別）、分野（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備などの別）、作業内容（基本図作成、詳

細図作成、設計計算、数量集計などの別) 及び具体的な業務内容を記入すること。

1 0 設計事務所の主要業務の実績 (様式 9)

- (1) 設計事務所の主要業務等の実績等 (様式 8) に記入した主要業務の内容、設計コンセプト等について写真等 (外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。) を貼付した用紙 1 枚の範囲内で記述すること。
- (2) 設計事務所の主要業務の実績 (様式 9) には、別紙で代表階の平面図 (用紙サイズは自由) 1 点を添付すること。

1 1 設計事務所の同種又は類似業務の実績 (様式 1 0)

- (1) 設計事務所の主要業務等の実績等 (様式 8) に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して 1 件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等 (外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。) を貼付した用紙 1 枚の範囲内で記述すること。
- (2) 設計事務所の同種又は類似業務の実績 (様式 1 0) には、別紙で代表階の平面図 (用紙サイズは自由) 1 枚を添付すること。

1 2 誓約書の提出について (様式 1 1)

本手続きの特定業者となり、契約の相手方となった場合は、契約締結前に誓約書 (別添 1) の提出を求めるため、様式 1 1 にその可否について記載すること。原則、契約を締結する際には、誓約書の提出を求めるが、提出することができない場合は、その理由を具体的に明記すること。理由によっては参加資格を認める。

なお、本誓約書の有効期限を令和 3・4・5 年度とすることから、令和 3 年度以降に本発注者と契約を締結した実績があり、既に誓約書を提出済みの場合は、この様式に代わり、その写しを添付すること。